

静岡県受動喫煙防止条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成31年3月19日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第4号

静岡県受動喫煙防止条例の一部の施行期日を定める規則

静岡県受動喫煙防止条例（平成30年静岡県条例第48号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行期日は、平成31年4月1日とする。

静岡県受動喫煙防止条例施行規則をここに公布する。

平成31年3月19日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第5号

静岡県受動喫煙防止条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県受動喫煙防止条例（平成30年静岡県条例第48号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（幼稚園、小学校等に準ずる施設）

第2条 条例第2条第4号アに規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する障害児通所支援事業（同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援若しくは同条第6項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業又はこれらのみを行う事業を除く。）、同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業、同条第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第3項に規定する子育て短期支援事業、同条第6項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第7項に規定する一時預かり事業、同条第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第12項に規定する事業所内保育事業及び同条第13項に規定する病児保育事業の用に供する施設
- (2) 児童福祉法第7条第1項に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設
(受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が利用する施設)

第3条 条例第2条第4号イに規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学（専ら同法第97条に規定する大学院の用途に供する施設を除く。）、同法第124条に規定する専修学校（高等課程、専門課程又は一般課程（一般課程においては、20歳未満の者が主として利用するものに限る。）を有するものに限る。）及び同法第134条第1項に規定する各種学校（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第1条第1項第4号に掲げるものその他20歳未満の者が主として利用するものに限る。）
- (2) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項第2号に規定する職業能力開発短期大学校
- (3) 独立行政法人海技教育機構法（平成11年法律第214号）第11条第1項第1号に掲げる業務に係る独立行政法人海技教育機構の施設（同法による独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科、専修科及び乗船実習科の施設に限る。）
- (4) 次に掲げる教育施設
 - ア 児童福祉法第13条第3項第1号に規定する児童福祉司又は児童福祉施設の職員を養成する施設及び同法第18条の6第1号に規定する保育士を養成する施設
 - イ あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第2条第1項第1号及び第2号に規定する養成施設

- ウ 理容師法（昭和22年法律第234号）第3条第3項に規定する理容師養成施設
 - エ 栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項に規定する栄養士の養成施設
 - オ 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第19条第2号に規定する保健師養成所、同法第20条第2号に規定する助産師養成所、同法第21条第3号に規定する看護師養成所及び同法第22条第2号に規定する准看護師養成所
 - カ 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第12条第2号に規定する歯科衛生士養成所
 - キ 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項に規定する養護教諭養成機関、同法別表第1備考第2号の3及び第3号に規定する幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校の教員養成機関並びに同法別表第2の2備考第2号に規定する栄養教諭の教員養成機関
 - ク 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項第2号に規定する養成機関
 - ケ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第55条第3項に規定する自動車整備士の養成施設（20歳未満の者が主として利用するものに限る。）
 - コ 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第20条第1号に規定する診療放射線技師養成所
 - サ 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第14条第2号に規定する歯科技工士養成所
 - シ 美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第3項に規定する美容師養成施設
 - ス 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第15条第1号に規定する臨床検査技師養成所
 - セ 調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1号に規定する調理師養成施設
 - ソ 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第11条第1号に規定する理学療法士養成施設及び同法第12条第1号に規定する作業療法士養成施設
 - タ 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第5条第1号に規定する製菓衛生師養成施設
 - チ 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第12条第1項に規定する柔道整復師養成施設
 - ツ 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）第14条第1号に規定する視能訓練士養成所
 - テ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号に規定する養成施設
 - ト 臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）第14条第1号に規定する臨床工学技士養成所
 - ナ 義肢装具士法（昭和62年法律第61号）第14条第1号に規定する義肢装具士養成所
 - ニ 救急救命士法（平成3年法律第36号）第34条第1号に規定する救急救命士養成所
 - ヌ 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第33条第1号に規定する言語聴覚士養成所
 - ネ 独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成11年法律第167号）第11条第1項第1号に規定する施設
 - ノ 農業改良助長法施行令（昭和27年政令第148号）第3条第1号に規定する教育機関（20歳未満の者が主として利用するものに限る。）
 - ハ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第4号及び第2項第6号、第160条第3号、第161条第2項、第162条並びに第177条第7号に規定する文部科学大臣が別に指定する教育施設（20歳未満の者が主として利用するものに限る。）
- (5) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所及び同法第2条第1項に規定する助産所

- (6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に規定する薬局
- (7) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院
- (8) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第29条第1項に規定する難病相談支援センター
- (9) 施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師がその業務を行う場所をいう。）の用途に供する施設
- (10) 児童福祉法第7条第1項に規定する助産施設及び児童家庭支援センター並びに同法第59条第1項に規定する施設（同法第6条の3第11項に規定する業務を目的とするものを除く。）
- (11) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項に規定する母子健康包括支援センター
- (12) 法務省設置法（平成11年法律第93号）第8条第1項に規定する少年院及び少年鑑別所（喫煙目的施設の要件）

第4条 条例第2条第6号の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 施設の屋内の場所の全部の場所を専ら喫煙をする場所とするものであること。
- (2) 施設を利用する者に対して、たばこを販売する者によって、対面によりたばこを販売し、当該施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とし、併せて設備を設けて客に飲食をさせる営業（通常主食と認められる食事を主として提供するものを除く。）を行うものであること。
- (3) 施設を利用する者に対して、たばこ又は専ら喫煙の用に供するための器具の販売（たばこの販売にあっては、たばこを販売する者によって、対面により販売している場合に限る。）をし、当該施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とするものであること（設備を設けて客に飲食をさせる営業を行うものを除く。）。

（特定屋外喫煙場所における受動喫煙を防止するために必要な措置）

第5条 条例第2条第7号の掲示は、標識（同号の標識をいう。次項第1号において同じ。）に表示すべき事項を容易に識別できるようにするものとする。

2 条例第2条第7号の規則で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。
- (2) 第1種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。
（受動喫煙防止に係る標識の掲示を要しない飲食提供施設）

第6条 条例第8条ただし書に規定する知事が別に定める飲食提供施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 客に飲食をさせる営業を行うことを主たる目的としない施設
- (2) 壁等によって外部の場所と区画されていない施設
- (3) 前2号に掲げるもののほか、受動喫煙の防止に係る標識（条例第8条の標識をいう。）の掲示を要しないものとして知事が認める施設
（喫煙専用室の技術的基準）

第7条 条例第8条第2号の規則で定める技術的基準は、次のとおりとする。

- (1) 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2メートル毎秒以上であること。
 - (2) たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。
 - (3) たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。
- 2 飲食提供施設の屋内が複数の階に分かれている場合であって、喫煙をすることができる場所が当該飲食提供施設の1又は2以上の階の全部の場所である場合における条例第8条第2号の規則で定める技術的基準は、前項の規定にかかわらず、たばこの煙が喫煙をすることができる階から喫煙をしてはならない階に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていることその他の喫煙をしてはならない階へのたばこの煙の流出を防止するための適切な措置が講じられていることとする。
- (身分証明書)
- 第8条** 条例第12条第2項の証明書の様式は、別記様式によるものとする。
- (補則)
- 第9条** この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。
- 附 則**
- (施行期日)
- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第8項から附則第11項までの規定及び附則第12項の規定（附則第8項及び附則第10項に係る部分に限る。）は、平成32年4月1日から施行する。
(平成32年3月31日までの間における特例)
 - 2 条例附則第2項の規定により読み替えられた条例第8条第2号の規則で定める技術的基準は、第7条第1項に定めるところによる。
 - 3 飲食提供施設の屋内が複数の階に分かれている場合であって、条例附則第2項の規定により読み替えられた条例第8条第2号の喫煙専用室が設置されている場所が当該飲食提供施設の1又は2以上の階の全部の場所である場合における条例附則第2項の規定により読み替えられた条例第8条第2号の規則で定める技術的基準は、前項の規定にかかわらず、たばこの煙が飲食提供施設管理権原者が喫煙をすることができる場所として定めている場所がある階（以下この項、附則第5項及び附則第7項において「喫煙可能階」という。）から喫煙可能階でない階に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていることその他の喫煙可能階でない階へのたばこの煙の流出を防止するための適切な措置が講じられていることとする。
 - 4 条例附則第2項の規定により読み替えられた条例第8条第3号の規則で定める技術的基準は、次のとおりとする。
 - (1) 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2メートル毎秒以上であること。
 - (2) 指定たばこ（条例附則第2項の規定により読み替えられた条例第8条第3号に規定する指定たばこをいう。次号及び次項において同じ。）の煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。
 - (3) 指定たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。
 - 5 飲食提供施設の屋内が複数の階に分かれている場合であって、条例附則第2項の規定により読み替えられた条例第8条第3号の指定たばこ専用喫煙室が設置されている場所が当該飲食提供施設の1又は2以上の階の全部の場所である場合における条例附則第2項の規定により読み替えられた条例第8条第3号の規

則で定める技術的基準は、前項の規定にかかわらず、指定たばこの煙が喫煙可能階から喫煙可能階でない階に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていることその他の喫煙可能階でない階への指定たばこの煙の流出を防止するための適切な措置が講じられていることとする。

6 条例附則第2項の規定により読み替えられた条例第8条第4号の規則で定める技術的基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 飲食提供施設の屋内の場所の一部の場所を飲食提供施設管理権原者が喫煙をすることができる場所として定める場合 次のいずれにも該当するものであること。

ア 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2メートル毎秒以上であること。

イ たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。

ウ たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

(2) 飲食提供施設の屋内の場所の全部の場所を飲食提供施設管理権原者が喫煙をすることができる場所として定める場合（その室外の場所が第2種施設の屋内の場所にある場合に限る。） たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。

7 飲食提供施設の屋内が複数の階に分かれている場合であって、条例附則第2項の規定により読み替えられた条例第8条第4号の喫煙可能室が設置されている場所が当該飲食提供施設の1又は2以上の階の全部の場所である場合における条例附則第2項の規定により読み替えられた条例第8条第4号の規則で定める技術的基準は、前項第1号の規定にかかわらず、たばこの煙が喫煙可能階から喫煙可能階でない階に流出しないよう、壁、天井等によって区画されることその他の喫煙可能階でない階へのたばこの煙の流出を防止するための適切な措置が講じられていることとする。

（既存特定飲食提供施設に関する特例）

8 条例附則第3項の規定により読み替えられた条例第8条第2号の規則で定める技術的基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 既存特定飲食提供施設の屋内の場所の一部の場所を喫煙をすることができる場所として定める場合 次のいずれにも該当するものであること。

ア 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2メートル毎秒以上であること。

イ たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。

ウ たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

(2) 既存特定飲食提供施設の屋内の場所の全部の場所を喫煙をすることができる場所として定める場合（その室外の場所が第2種施設の屋内の場所にある場合に限る。） たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。

9 既存特定飲食提供施設の屋内が複数の階に分かれている場合であって、喫煙をすることができる場所が当該既存特定飲食提供施設の1又は2以上の階の全部の場所である場合における条例附則第3項の規定により読み替えられた条例第8条第2号の規則で定める技術的基準は、前項第1号の規定にかかわらず、たばこの煙が喫煙をすることができる階から喫煙をしてはならない階に流出しないよう、壁、天井等によって区画されることはその他の喫煙をしてはならない階へのたばこの煙の流出を防止するための適切な措置が講じられていることとする。

(指定たばこ専用喫煙室に関する経過措置)

10 条例附則第5項の規定により読み替えられた条例第8条第2号の規則で定める技術的基準は、次のとおりとする。

- (1) 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2メートル毎秒以上であること。
- (2) 指定たばこ（条例附則第5項の規定により読み替えられた条例第8条第2号に規定する指定たばこをいう。次号及び次項において同じ。）の煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。
- (3) 指定たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

11 飲食提供施設の屋内が複数の階に分かれている場合であって、指定たばこのみの喫煙をすることができる場所が当該飲食提供施設の1又は2以上の階の全部の場所である場合における条例附則第5項の規定により読み替えられた条例第8条第2号の規則で定める技術的基準は、前項の規定にかかわらず、指定たばこの煙が喫煙をすることができる階から喫煙をしてはならない階に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていることその他の喫煙をしてはならない階への指定たばこの煙の流出を防止するための適切な措置が講じられていることとする。

(喫煙専用室等の技術的基準に関する特例)

12 飲食提供施設の屋内の場所に喫煙をすることができる場所（以下「喫煙場所」という。）を定めようとする場合であって、飲食提供施設管理権原者の責めに帰することができない事由によって当該場所において第7条第1項又は附則第2項、第4項、第6項、第8項若しくは第10項に規定する技術的基準を満たすことが困難であるものに係る技術的基準については、これらの規定にかかわらず、当該喫煙場所においてたばこの煙を浄化し室外に排気するために必要な措置が講じられていることとする。

別記様式（第8条関係）（用紙 縦8センチメートル、横12センチメートル）

(表)

<p>第　　号</p> <p>身　分　証　明　書</p> <p>所　属 職　氏　名 生年月日</p> <p>上記の者は、静岡県受動喫煙防止条例第12条第1項の規定による立入検査等を行う者であることを証明する。</p> <p>年　　月　　日</p> <p>静岡県知事　氏　名　印</p>	写真貼付
--	------

(裏)

<p>静岡県受動喫煙防止条例（抜粋）</p> <p>（立入検査等）</p> <p>第12条 知事は、第8条の規定の施行に必要な限度において、飲食提供施設管理権原者に対し、当該飲食提供施設の受動喫煙を防止するための措置の実施状況に關し報告をさせ、又はその職員に、飲食提供施設に立ち入り、当該措置の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。</p>	
---	--